



2020年2月26日

各位

会社名 株式会社 名古屋銀行  
代表者名 取締役頭取 藤原 一朗  
(コード番号:8522 東証・名証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 南出 政雄  
(TEL. 052-951-5911)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得  
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当行は、2020年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由  
資本効率の向上を通じて、株主還元の充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	700,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:3.72%)
(3) 株式の取得価額の総額	2,500,000,000円(上限)
(4) 取得の期間	2020年2月27日～2020年3月27日
(5) 取得方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

3. 自己株式の消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当行普通株式
(2) 消却する株式の総数	1,500,000株(発行済株式総数の7.59%) (上記2.により取得した株式と2020年1月31日時点で保有する自己株式の合計の内の1,500,000株)
(3) 消却予定日	2020年3月25日

(ご参考) 2020年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	18,808,800株
自己株式数	946,687株

以上